# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

#### 山梨厚生年金 事案 650

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月16日から6年1月1日まで 年金記録を確認したところ、私が平成3年11月から勤務した会社での厚 生年金保険の被保険者資格取得日が6年1月1日となっていることが分か

った。私は、勤務した期間の厚生年金保険料を給与から引かれていたので、

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年11月16日から6年1月1日までA社で勤務していた。」 と主張しているところ、同社作成の在職証明書の雇用期間及び同社の元同僚の 証言から、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A社は、当時の賃金台帳等関係資料を廃棄している上、申立人が記憶する同僚は、「申立人の給与や厚生年金保険料の控除については分からない。」と証言しており、同社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、平成5年10月頃、虫歯の治療を受けたとしているが、 治療に当たった院長は、「初診日は、6年1月26日だった。」と証言している ところ、A社が加入しているB健康保険組合は、申立人の被保険者記録につ いて、「記録の保存期間を経過しており、確認することができません。」と回 答しているため、申立人の健康保険被保険者期間を確認できない。

加えて、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において、平成6年1月1日に被保険者資格を取得し、同年4月15日に離職しており、当該加入記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 山梨厚生年金 事案 651

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 10 日まで 私は、A社に中学校を卒業してから約 10 年働いた。ところが、年金記録 は 1 年 9 か月しかない。働いていた期間の年金を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が「A社に中学校を卒業してから約10年間働いた。」と主張しているところ、昭和30年から同社に勤務したとする元同僚は、「私が就職した時には既に働いていた。」と証言しており、少なくとも20年代後半から申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社は、昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち26年4月1日から31年7月1日までの期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主も「当時の書類は、 火災により焼失し、当時の担当者にも事情を聞くことができなかった。」と回 答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。 さらに、A社の複数の元同僚が「社長宅と事業所は同一の建物であり、申立 人は、社長宅のお手伝いさんとして働いていた。社会保険の加入も社長の気持 ち次第だったのではないか。」と申述しており、申立人が申立期間において、 給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得るこ とができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 山梨厚生年金 事案 652

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月1日から同年7月20日まで 私は、A公共職業安定所の紹介により、B事業所(現在は、C社)にD職 として正社員採用された。給与から社会保険料・所得税が控除されていたの で、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は、昭和62年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の代表者(当時は、給与担当者)は、「申立期間当時、当社は個人事業所であり、申立人の給与から控除したのは、雇用保険料と源泉所得税のみであった。当社の従業員が5人以上になった昭和62年に初めて厚生年金保険に加入し、その加入前の年金は従業員個人に任せており、それぞれ国民年金保険料を納付していると聞いたことがある。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったときに同保険被保険者の資格を取得した同社役員及び従業員の全員は、同社が適用事業所になるまでの期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、C社からは、申立期間当時の給与関係資料及び人事記録関連資料を得ることができず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。